

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名 火山防災対策事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部防災課 山岳遭難・火山対策係 電話番号：058-272-1111(内2837)

E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 27,231 千円 (前年度予算額：1,135 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 1,135 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,135 |
| 要求額 | 27,231 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27,231 |
| 決定額 | 27,231 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27,231 |

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成26年9月の御嶽山噴火後、同年11月に設置された「岐阜県火山防災対策検討会議」において、御嶽山噴火を踏まえた緊急に取り組むべき火山防災対策の一つとして、登山者等の安全確保の観点から退避壕等の安全確保施設やヘルメット等の整備を促進していく必要があるとの意見が出された。

火山噴火においては、その被害が広範囲にわたるとともに、救助活動も大規模なものとなるため、一つの市町村のみでの対応は不可能であること、また令和4年においては、御嶽山(R4.2.23~R4.6.23)、焼岳(R4.5.24~R4.7.12)がレベル2に引き上げられたことで、県民の関心も高いことから、市町村が実施する火山防災対策に対し、県が積極的に支援し、これらの対策を早期に実施していく必要がある。

(2) 事業内容

噴火時において、住民のみならず、登山者及び観光客に対する避難誘導や避難所運営を担うべき市町村があらかじめ実施する火山防災対策に対し、財政的支援を行う。

- ・ 支援項目 火山防災対策にかかる施設等の整備(退避壕及び退避舎の整備、登山道の整備、登山道等への啓発用看板の設置など)
- ・ 補助率 1/2以内

(3) 県負担・補助率の考え方

県内火山を訪問する登山者及び観光客の生命を守ることは、県及び該当市町村の責務であり、両者が密接に連携した対策が不可欠である。

御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策については、県と市町村が役割を分担し、速やかに対策を実施していく必要があるため、市町村が実施する対策については、県が応分の負担をすることとし、1/2以内の補助率とする。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|---------|
| 補助金 | 27,231 | 市町村補助金 |
| 合計 | 27,231 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置付け

戦後最悪の人的被害をもたらした平成26年9月の御嶽山噴火を受け、同年11月に設置された「岐阜県火山防災対策検討会議」において、緊急に取り組むべき対策の検討を行い、平成27年1月に「御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策」として取りまとめ、これをもとに火山防災対策を推進している。

(2) 国・他県の状況

国（消防庁）：消防防災施設整備費補助金（避難施設設置）

長野県（御嶽・焼岳）：火山避難施設整備支援補助金（避難施設設置）

(3) 事業主体及びその妥当性

火山災害に対する防災体制は、他の災害と同様に、「災害対策基本法」に基づき整備されている。火山周辺の市町村においては、それぞれの地域防災計画において定められており、火山噴火が発生した場合には、市町村は災害対策本部を設置し、あらかじめ策定した防災計画に基づき応急対策を実施することから、市町村は本事業の実施主体と妥当である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

近年、県内における山岳遭難事故が増加傾向にあり、また、御嶽山噴火により登山届の重要性が指摘されていることから、安全登山に関する広報啓発活動、登山者指導等を県自ら推進することで山岳遭難事故防止を図るとともに、「岐阜県山岳遭難防止条例」の周知徹底を実施していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R) | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R4年度 目標 | 終期目標 | |
|-----|--------------|------------|------------|------------|------|-----|
| | | | | | (R) | 達成率 |
| ① | | | | | | |
| ② | | | | | | |

○指標を設定することができない場合の理由

山岳遭難防止活動及び遭難者の救助活動に寄与することが目的であるため、目標を設定することは困難である。

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|--|
| 令和3年度 | <p>(1) 北アルプス三県(長野県、富山県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回会議 令和4年11月 会議開催(新型コロナウイルス感染症によりWEB会議) <p>(2) 白山二県(石川県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回会議 令和4年11月 会議開催(新型コロナウイルス感染症によりWEB会議) <p>(3) 令和4年度の広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夏山フェスタでの活動結果 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 ○ 提出指導 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県高山市高山市丹生川町 豊平バスセンター前 令和4年7月1日 ・岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 新穂高登山指導センター前 令和4年4月29日、8月11日、12月28日 ・岐阜県大野郡白川村 平瀬登山口 令和4年6月24日 ・岐阜県下呂市小坂町 小坂口登山口 令和4年7月17日 |
|-------|--|

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない | |
| (評価) 3 | 以前から続く登山ブームにより、県内における山岳遭難事故件数は依然として多く、また、御嶽山噴火により、万が一遭難した場合の安否確認及び捜索救助に向けた登山届の重要性が全国的に再認識されていることから、山岳遭難事故防止対策を県自ら推進し、「岐阜県山岳遭難防止条例」の広く周知徹底を図っていくことは、重要な事業である。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) 3 | 条例制定とともに安全登山及び登山届提出に関して広報啓発活動を実施した結果、登山届の提出者数(H30)は条例制定前(H25)に比べ約5割増加している。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 2 | より効果のある広報のため、関係県との合同によるWEB会議形式を活用する等広報活動実施方法の見直しを図った。 |

(今後の課題)

| | |
|---|--|
| ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 山岳遭難事故件数は、依然として高い水準にあり、より効果的な遭難防止対策について検討をしていく必要がある。また、山岳遭難者の約7割(令和元年度)が県外居住者であることから、県外を意識した啓発活動が必要である。 平成28年12月から、「岐阜県山岳遭難防止条例」の罰則規定が適用され、更なる周知徹底を図っていく必要がある。 登山者は県境を意識することなく登山することから、近隣県と連携した対応が不可欠であり、継続した協議・調整を実施していく必要がある。 | |
|---|--|

(次年度の方向性)

| | |
|---|--|
| ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 近年、登山知識の不足による遭難事故が増加しており、遭難者の多くを県外居住者が占めているため、「県外居住登山者への啓発活動」を中心に事業を行う。 また、条例の適正な運用に取り組む。 | |
|---|--|